

(指定介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム)【介護保険法・老人福祉法】

1 設備関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 廊下に物品が置かれている箇所が見られた。	○ 施設基準上決められた廊下幅を確保すること。
○ 2階の面談室が倉庫として使用されていた。	○ 部屋の用途変更の届出を提出すること。

2 運営関係・利用者支援関係

(1)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 施設サービス計画において、家族の署名のみである事例が見受けられた。	○ 入所者本人が署名することが困難な場合は、入所者本人の同意を得たことを明確にするために、家族が入所者の本人名を代筆（続柄記載）すること。
○ 「重要事項説明書」と「苦情窓口の掲示物」には、苦情処理にかかる担当者として、施設長の氏名が明記されているが、責任者の記載がなかった。	○ 責任者・担当者を設定し、「重要事項説明書」と「苦情窓口の掲示物」に反映すること。

(2)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止、災害対策関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 事故の発生及び再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は確認できたものの、文書等により明確に確認できなかった。 ○ 非常災害（火災、風水害、地震等）マニュアルが整備されていなかった。 ○ 虐待の発生又はその再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は判別できたものの、文書等で明確に確認できなかった。	○ 重要事項説明書に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。 ○ 早急にマニュアルを作成し、職員に周知すること。 ○ 重要事項説明書に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。

(3)衛生管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ リネン室に、封の開いたおむつの袋がそのまま保管されていた。 ○ 協力医療機関について、年に1回以上の大阪府への届出ができていなかった。	○ おむつは利用者の肌に直接触れるものであるため、袋に入れるなど保管方法を工夫すること。 ○ 速やかに大阪府へ届を提出すること。

(4)栄養管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 雇入れの際、検便結果が報告される前に業務に従事されていた。 ○ 保存量が50gに満たない保存が見受けられた。また、原材料の保存が一部不十分であった。 ○ 施設の食品群別給与目標量と給与量に乖離があった。	○ 検便検査結果を確認してから業務に従事させること。 ○ 原材料は、特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。 ○ 必要な栄養量を確保するため、施設の食品群別荷重平均栄養成分表を基に定期的に食品構成表及び給与栄養目標量を見直し、給与栄養量が適正かを評価することが望ましい。

○ 食材の検収について、施設の栄養士が立ち合っていなかった。 ○ 栄養ケア・マネジメントを実施するにあたり、摂取量が減少しリスクの上昇が懸念される利用者に対して多職種により評価を行い、必要な場合に限り利用者負担により栄養補助食品を提供している。	○ 食材の検収は、施設の栄養士が立合い、食材の納品状況を確認すること。 ○ 栄養管理上必要と判断して提供される栄養補助食品は、基本的に施設の責任においてその食費内で適切に提供することが望ましく、特別な食事として提供されることは想定していない。利用者が希望する場合もあるので、利用者の同意がある場合はその限りではないが、利用者へ丁寧に説明するよう留意すること。
---	--

3 その他

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 認知症介護基礎研修の受講について 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、入職1年を経過するまでに認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させることが義務付けられているが、当該要件を満たしていない職員がいた。 ○ 登録喀痰吸引等事業者として登録されているが、平成25年以降変更届が提出されていなかった。 ○ 各種研修・委員会の未実施、頻度不足、記録不足。	○ 入職後1年以上が経過している職員に対して、早急に研修を受講させるために必要な措置を講じ、その記録を保存すること。 ○ 登録を継続する場合は、実態に合わせて、従事者名簿等の変更届を提出すること。継続しない場合は辞退届を提出すること。 ○ 各種において法定回数の実施をし、記録に残すこと。

4 介護給付関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 加算について、府に届出を行い登録されているものの、実際には請求していない項目が複数あった。	○ 加算について算定目途がない（要件不十分等）場合は、適宜取り下げること。

(介護老人保健施設)【介護保険法】

1 人員関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 管理者について、現状医師ではない者が就任されているが、医師を管理者とするための継続検討はされているとのことであった。	○ 介護老人保健施設は、都道府県知事の承認を受けた医師が管理しなければならないが、前述にかかわらず、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者が当該介護老人保健施設を管理することができる。 大阪府の承認を受けて医師以外の者が管理者に就任している場合であっても、引き続き、管理者が医師となるよう、検討すること。

2 設備関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 届出がされている平面図のうち、デイサービスの区画の一部を老健区画へ用途変更しているとのことであった。	○ 変更内容について、速やかに届出を行うこと。

3 運営関係・利用者支援関係

(1)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 施設サービス計画において、家族の署名のみである事例が見受けられた。	○ 入所者本人が署名することが困難な場合は、入所者本人の同意を得たことを明確にするために、家族が入所者の本人名を代筆（続柄記載）すること。
○ 「重要事項説明書」と「苦情窓口の掲示物」には、苦情処理にかかる担当者として、施設長の氏名が明記されているが、責任者の記載がなかった。	○ 責任者・担当者を設定し、「重要事項説明書」と「苦情窓口の掲示物」に反映すること。

○ 運営規定と重要事項説明書において、通所リハビリテーションの「通常の実施地域」の内容が異なっていた。	○ 内容について見直し、実態に即したものに修正すること。
---	------------------------------

(2)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止、災害対策関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 事故発生の防止及び再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は判別できたものの、文書等で明確に確認できなかった。	○ 重要事項説明書に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。
○ 虐待の発生又はその再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は判別できたものの、文書等で明確に確認できなかった。	○ 重要事項説明書や指針に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。

(3)衛生管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生等の対応を協議する義務があり、併設病院である協力医療機関と口頭で発生時の対応を協議していることは確認できたが、記録がなかった。	○ 協議をしていることが明確に分かるように記録を残しておくこと。

(4)栄養管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 雇入れの際、検便結果が報告される前に業務に従事されていた。	○ 雇入れや配置替えの際、事前に検便検査を実施しその結果を確認してから調理業務に従事させる必要がある。
○ 保存量が50gに満たない保存が見受けられた。また、原材料の保存が一部不十分であった。	○ 原材料は、特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。

3 その他

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 登録喀痰吸引等事業者として登録されているが、現状は、介護職員による喀痰吸引等の行為は実施していないとのことであった。	○ 登録を継続する場合は、実態に合わせて、従事者名簿及び法人住所の変更届を提出し、資格をもった介護職員が実施する場合は、研修・委員会の体制を整えること。登録を継続しない場合は、辞退届を提出すること。
○ 各種研修・委員会の未実施、頻度不足、記録不足。	○ 各種において法定回数の実施をし、記録に残すこと。

4 介護給付関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 「入所前後訪問指導加算（Ⅰ）」の算定要件のうち、「入所者及びその家族等への指導」について実施しているとのことであるが、記録がなかった。	○ 加算要件充足を明確にするためにも、指導の内容を記録に残すこと。
○ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）について、リハビリ職が居宅を訪問した際、家族に介護の工夫に関する指導及び助言内容を記載した評価票を作成しているが、作成できていない利用者がいた。	○ 加算を算定している利用者については指導及び助言内容について、漏れることなく記録に残すこと。

(介護医療院)【介護保険法】

1 設備関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 現状届出がされている平面図のうち、用途が実態と異なる箇所があった。	○ 現状に合わせて変更届を提出すること。

2 運営関係

(1)事故発生の防止及び発生時の対応、高齢者虐待の防止、災害対策関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 事故発生の防止及び再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は判別できたものの、文書等で明確に確認できなかった。	○ 重要事項説明書に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。
○ 虐待の発生又はその再発を防止するための体制として、専任の担当者を置くことが必要であるが、聞き取りから担当者は判別できたものの、文書等で明確に確認できなかった。	○ 重要事項説明書や指針に記載する又は辞令等を交付し、専任の担当者を明確にすること。
○ 業務継続計画（BCP）の研修・訓練の実施について、実施回数や実施記録が十分になかった。	○ 業務継続計画（BCP）については、研修・訓練を年2回以上実施する必要がある。年間計画や実施記録を十分に整備すること。

(2)サービスの内容の説明・同意、運営規程関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 施設サービス計画において、家族の署名のみである事例が見受けられた。	○ 入所者本人が署名することが困難な場合は、入所者本人の同意を得たことを明確にするために、家族が入所者の本人名を代筆（続柄記載）すること。

(3)衛生管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 令和6年度に新たに協定を締結した協力医療機関があったが、大阪府へ変更届が提出されていなかった。	○ 変更があった場合は速やかに変更届を提出すること。

(4)栄養管理関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 保存量が50gに満たない保存が見受けられた。また、原材料の保存が一部不十分であった。	○ 原材料は、特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存すること。

3 その他

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 入所判定会議は開催されているが、優先的な入所の取扱いについて記録がなかった。	○ 透明性及び公平性の確保に留意して経過の記録を残すこと。

4 介護給付関係

主 な 指 摘 事 項	指 導 内 容
○ 療養食加算について、加算の算定要件である療養食の献立表が作成されていなかった。	○ 算定要件を満たすため、療養食加算を算定している全ての食種の献立表を作成すること。